

職業紹介イメージフロー



人材サービス総合サイトに掲載

- ・就職者数
- ・うち無期雇用就職者数(H31.4～)
- ・無期雇用就職者のうち6か月以内離職者数(H31.10～)
- ・手数料・返戻金制度に関する事項 等

事業所に掲示

- ・許可証
- ・手数料表
- ・返戻金制度に関する事項を記載した書面

職業紹介責任者

- ・苦情処理、紹介従事者への教育等

求

参考例2 求職申込み

参考例1 求人申込み
労働条件の明示

※ 一定の労働関係法令違反の求人者による
求人を受理しない場合、確認が必要
(業務運営要領様式例第7号参照)

求

参考例3 取扱職種の範囲等の明示

- ①取扱職種の範囲等
- ②手数料に関する事項(手数料表を含む)
- ③苦情の処理に関する事項
- ④求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項
- ⑤返戻金制度に関する事項

参考例3 取扱職種の範囲等の明示

- ①取扱職種の範囲等
- ②手数料に関する事項(手数料表を含む)
- ③苦情の処理に関する事項
- ④求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項
- ⑤返戻金制度に関する事項

職

職業紹介事業者

参考例1 労働条件の明示

求人者のあっせん
(職業紹介)

参考例5 求職管理簿作成

参考例4 求人管理簿作成

求職のあっせん
(職業紹介)

人

者

者

明示した労働条件等を変更する場合、変更内容等を書面の交付等により明示(求人者への説明は参考例6を参照)

雇用契約の締結

使用者は、労働条件通知書等により労働条件を通知することが必要

従業員

雇用者

参考例7
手数料管理簿作成

手数料の支払い

2年以内の転職勧奨禁止

紹介により無期雇用労働者として就職した者の就職日から2年間は転職の勧奨を行ってはならない。

情報提供等のための調査

- ・無期雇用就職者の6か月以内の離職(解雇除く)状況を調査
- ・調査結果等を求人・求職管理簿に記載